

平成二十三年一月作成の商品先物取引法対照法令集（日本商品先物取引協会・日本商品先物振興協会編）に左記の正誤がありますので訂正をいたします。

商品先物取引法施行規則第八十四条

<p>正</p>	<p>第八十四条（略） 一（略） 二 関連会社に対する関係</p>
<p>誤</p>	<p>第八十四条（略） 一（略） 二 関係会社に対する関係</p>

商品先物取引法施行規則第三百三条

<p>正</p>	<p>第三百三条（略） 一～七（略） 八 商品市場における取引等の受託、外国商品市場取引等の委託若しくは店頭商品デリバティブ取引等又はこれらに係る勧誘に関して、重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をすること。 九（略）</p>
<p>誤</p>	<p>第三百三条（略） 一～七（略） 八 商品市場における取引等の受託、外国商品市場取引等の委託若しくは店頭商品デリバティブ取引等又はこれらに係る勧誘に関して、重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をすること。 九（略）</p>

商品先物取引法施行規則第百三条の三

<p>正</p>	<p>誤</p>
<p>第百三条の三 (略)</p> <p>一 (三) (略)</p> <p>四 商品取引所の仲介、商品先物取引協会の苦情の解決、あつせん若しくは調停又は主務大臣が指定する団体のあつせんによる和解が成立している場合</p>	<p>第百三条の三 (略)</p> <p>一 (三) (略)</p> <p>四 商品取引所の仲介、商品先物取引協会の苦情の解決、あつせん若しくは調停、主務大臣が指定する団体のあつせん又は金融商品取引法第百五十六條の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関(金融商品取引法施行令第十九條の七各号に掲げる指定を受けた者を含む。第百二十一條の十八第一項第四号及び第百六十九條第一項第四号において同じ。)の紛争解決手続による和解が成立している場合</p>
<p>五 (略)</p>	<p>五 (略)</p>

商品先物取引法施行規則第百六条

<p>正</p>	<p>誤</p>
<p>第百六条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第百四条第一項第七号から第十号までに掲げる事項及び同項第十三号に掲げる事項の概要</p> <p>三 (略)</p>	<p>第百六条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第百四条第一項第七号から第十号までに掲げる事項及び同項第十三号に掲げる事項</p> <p>三 (略)</p>

商品先物取引法施行規則第百九条

<p>正</p>	<p>第百九条 (略)</p> <p>一 成立した取引の対象となる商品又は商品指数(上場商品構成物品、商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するものを含む。次号及び第十号において同じ。)ごとの数量又は件数</p> <p>二、十六 (略)</p> <p>十七 法第百十号各号の規定に基づく措置に関する事項</p> <p>2、 (略)</p>
<p>誤</p>	<p>第百九条 (略)</p> <p>一 成立した取引の対象となる商品又は商品指数(上場品構成物品、商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するものを含む。次号及び第十号において同じ。)ごとの数量又は件数</p> <p>二、十六 (略)</p> <p>十七 法第百十号各号の規定に基づく措置に関する事項</p> <p>2、 (略)</p>